

第47回全国育樹祭の会場の運営管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第47回全国育樹祭（以下、「育樹祭」という。）の行事について、大会の円滑な運営および秩序の維持を図るため、会場の運営管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱において、「行事」および「会場」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

行事	会場	住所	区域
全国緑の少年団 活動発表大会	AOSSA7・8階 (県民ホール)	福井市手寄1丁目4番1号	別図1
お手入れ行事	一乗谷朝倉氏遺跡	福井市城戸ノ内町	別図2
懇談会(歓迎レ セプション)	コートヤード・バ イ・マリオット福井 4階カンファレンス ホール「芙蓉」	福井市中央1丁目3番5号	別図3
式典行事	サンドーム福井	越前市瓜生町5字町田1番1	別図4

(会場の運営管理者)

第3条 育樹祭の式典行事等が実施される間、会場の運営管理は第47回全国育樹祭福井県実行委員会会長（以下、「運営管理者」という。）が行うものとする。

2 運営管理者は、会場の秩序の維持を図るため必要な装置を講じることができる。

(持込禁止物)

第4条 会場には、何人も次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、運営管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 銃砲類（玩具を含む）、刀剣類（模造を含む）、護身用具（スタンガン、メリケンサック等）、刃物（包丁、ナイフ、カッターナイフ、剃刀、ハサミ、缶切等）、針その他鋭利な物
- (2) 弓矢、吹矢、クロスボウ（ボウガン）、スリングショット、投てきにより危害を及ぼすおそれのある物（石、ボール類、ブーメラン等）、材木、木刀、鉄パイプ、ハンマー、チェーン、工具類、傘類、棒状の物、その他凶器となりうる物（高齢者、障がい者等が自己の使用のために持ち込む歩行補助杖、盲人安全杖、その他の補装具を除く）
- (3) 毒物、劇物、爆発物、ガス類、火薬類、発煙筒、爆竹、花火、油類、塗料類（ペンキ等）、火器（ライターを含む）、薬品類（手指消毒液を含み、医薬品を除く）、ドライアイス、その他の危険物

- (4) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン、風船、配付を目的とする文書・図書・図面・印刷物
- (5) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、その他の携帯端末（以下、「携帯電話等」という。）を除く）
- (6) 拡声器、オーディオ機器（ラジカセ、スピーカー、ラジオ等）、ポータブルゲーム機、ノート型パソコン、楽器、サーチライト、反射鏡、レーザーポインター、ホイッスル、防犯ブザー、その他の音または光を発する物で、使用方法により他の入場者や大会の運営の妨げとなるおそれのある物
- (7) ドローン、ラジコン飛行機、その他の小型無人機
- (8) キックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラーシューズ、その他通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 水筒、びん類、缶類（スプレー缶を含む）およびペットボトル類、凍結物、酒類、食品類
- (10) キャリーケース、クーラーボックス、旅行鞆、ベビーカー等の大型または大量の荷物
- (11) 鞆、リュックサック等の荷物収納袋類（ポーチ等の小物入れ、運営管理者が交付する透明な袋を除く）
- (12) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く）
- (13) 三脚、自撮り棒、脚立等の撮影補助機材（報道機関など運営管理者が撮影を許可した者が持ち込む物を除く）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営と秩序の維持を妨げ、または妨げるおそれがある物

（禁止行為）

第5条 会場においては、何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 立ち入りを制限または禁止している区域に正当な理由なく立ち入ること
- (2) アルコール、薬物、その他の物質により、酩酊等をした状態で入場または入場しようとする事
- (3) 飲酒をすること
- (4) 指定の区域以外において喫煙（加熱式たばこ、電子たばこを含む）すること
- (5) 指定の区域以外へごみ、その他の汚物を投棄すること
- (6) 指定の区域以外で火気を使用すること
- (7) 通行の妨害となる行為をすること
- (8) 示威または喧騒にわたる行為をすること
- (9) 施設、工作物、器物等を汚損または破損し、もしくはみだりに装置を操作すること

- (10) 関係者を脅迫、威圧、侮辱、挑発または面会を強要し、もしくは区域内に居座ること
 - (11) 集会、デモ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、商行為、募金活動および印刷物の配布を行うこと
 - (12) 指定の区域以外に車両を進入させ、または駐車もしくは駐輪させること
 - (13) 運営管理者の発行する大会関係車両証を掲示しないまま、運営管理者が指定する区域に車両を進入させ、または停車もしくは駐車させること
 - (14) 会場およびその上空に、前条第1項第7号に定める小型無人機、その他の機器を侵入させること
 - (15) 運営管理者が交付した本人名義のIDカード（以下、「IDカード」という。）を装着しないで入場すること（運営管理者から事前に交付された者に限る）
 - (16) 入場する資格を有する者以外がその代理として、または身分を偽り入場すること
 - (17) 運営管理者が受付時に交付したIDカードおよびリストバンドを装着しないで入場すること
 - (18) 指定の区域以外において飲食すること
 - (19) 前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営と秩序の維持を妨げ、または妨げるおそれがある行為をすること
- 2 育樹祭の式典行事会場においては、前日リハーサルの終了後、何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。
- (1) IDカードを装着しないで入場すること
 - (2) 入場する資格を有する者以外がその代理として、または身分を偽り入場すること

（許可を要する行為）

第6条 会場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ運営管理者の許可を受けるものとする。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 文書、図画、その他の物を掲示または頒布すること
- (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン等を持ち込み、これらを掲示、掲揚または着用すること
- (3) 火気を使用すること
- (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売、寄付の募集、その他これらに類する行為をすること
- (5) テント、小屋、その他の工作物を設置すること

2 運営管理者は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 会場においては、何人も、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 運営管理者の指示、案内、誘導等に応じること
- (2) 火災、盗難、その他の事故の防止に努めること
- (3) IDカード、リストバンド等を視認できるように装着するとともに、これらを破損または亡失した場合は、速やかに運営管理者に申し出てその指示を受けること
- (4) 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、その他原則として公的機関が発行した顔写真付きの本人であることを確認するに足る書類をいう。）を携帯するとともに、運営管理者から掲示を求められた場合はこれに応じること
- (5) 手荷物等の検査に応じること
- (6) 第4条各号に掲げる持込禁止物を保持するときは、入場前にこれを運営管理者に預けること
- (7) 物品を携帯する場合は必要最小限とし、運営管理者が交付する透明な袋に入れること
- (8) 指定された場所で観覧するとともに、運営管理者から移動を指示された場合はこれに応じること
- (9) 式典行事が行われている間は、携帯電話等の電源を切り、またはマナーモードに設定すること
- (10) 照明用ライト、ストロボを使用しないこと

(質問等)

第8条 運営管理者は、必要があると認める場合は入場者等に対し、質問または身分証明書等の提示を求め、所持品の検査をし、必要な指示をすることができる。

(措置命令)

第9条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場への入場の拒否、会場での行為の中止、会場からの退場、会場への持込物の撤去、その他必要な措置を取ることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる持込禁止物を持ち込み、または持ち込もうとする者
- (2) 第5条各号に掲げる行為を行い、または行うおそれがある者
- (3) 第6条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行い、または行うおそれのある者
- (4) 正当な理由なく第7条各号に掲げる事項を遵守しない者

2 前項の措置は当該措置を命じられた者の責任において実施するとともに、その経費は当該者が負担するものとする。

(警備要請等)

第10条 運営管理者は、その業務の遂行に必要があると認める場合は、会場に配置された警察官に対し、必要な協力を求めることができる。

(周知)

第11条 運営管理者は、会場内、入場口等への立看板の設置等の方法により、第4条から第9条までの規定について周知するものとする。

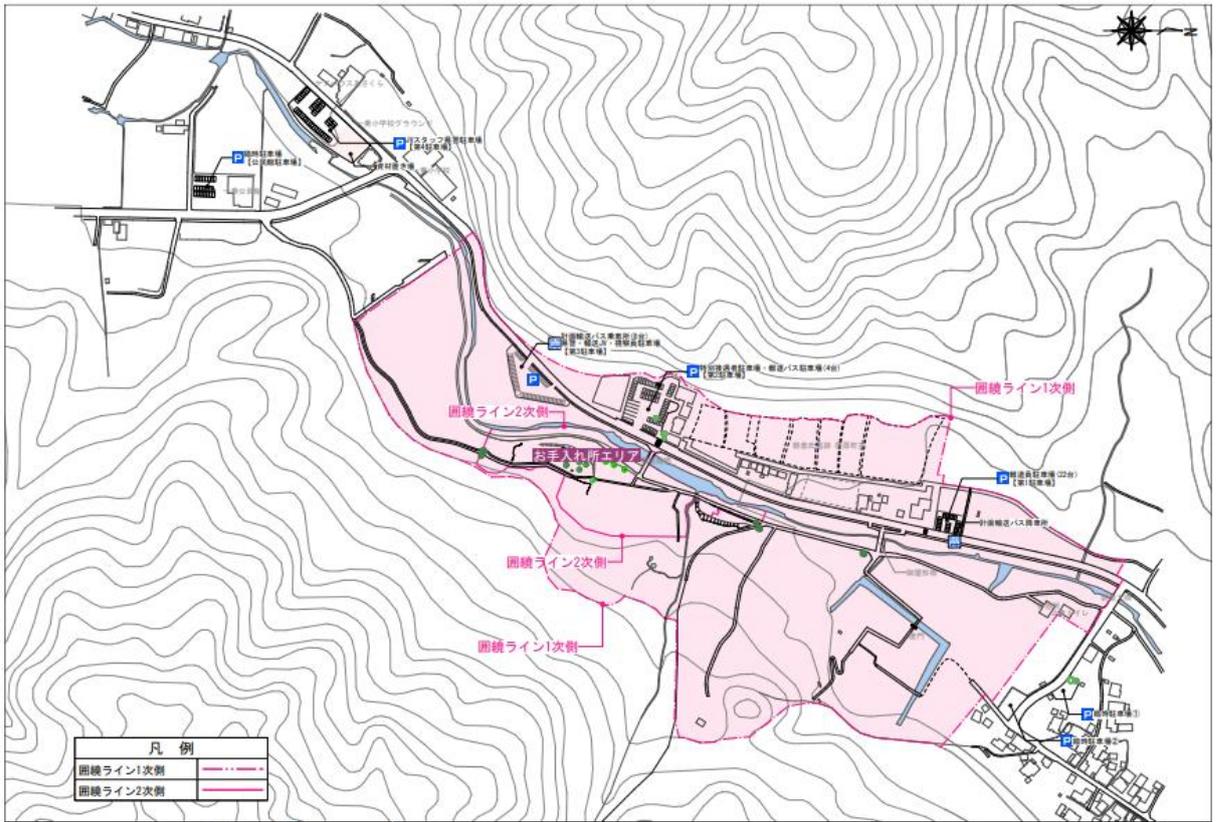
(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会場の運営管理に関し必要な事項は、運営管理者が別に定める。

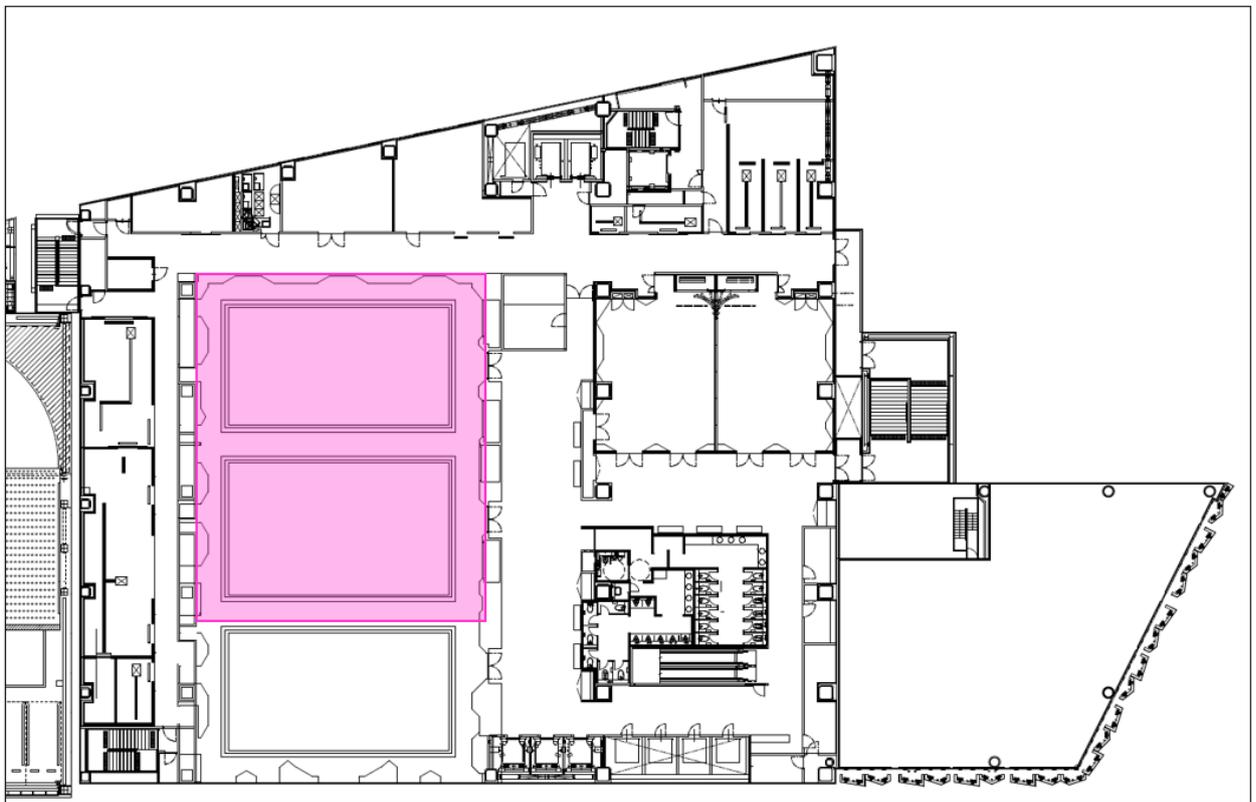
附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月19日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に掲げる各行事が終了したときに、その効力を失う。

【別図2】



【別図3】



【別図4】

